

毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類(①～③のいずれか1つ)

①薬剤師にあつては、薬剤師免許証の写し(原本持参)

②学校教育法第41条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で応用科学に関する学課を修了した者にあつては、次のア～オの区分のいずれか一つ。

ア 大学で次の応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し(原本持参)又は卒業証明書

【応用化学に関する学課とは】

- a 薬学部
- b 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等
- c 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
- d 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

イ 上記ア以外で授業科目の必須科目のうち次の化学に関する授業科目(当該分野に関する講義、実験及び演習)が単位数において50%を超えるか、又は28単位以上ある学科を修了した者にあつては、卒業証書の写し(原本持参)又は卒業証明書及び単位修得証明書

【化学に関する授業科目とは】

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎(化学)、課題研究(化学)等

ウ 高等専門学校工業化学科、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し(原本持参)又は卒業証明書

エ 高等学校において、化学に関する科目(イを準用)を30単位以上修得し、応用化学に関する学科を修了した者にあつては、卒業証書の写し(原本持参)又は卒業証明書及び単位修得証明書

オ 専門課程を置く専修学校(専門学校)において、化学に関する科目(イを準用)を30単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し(原本持参)又は卒業証明書及び単位修得証明書

③都道府県知事の行う毒物劇物取扱責任者試験の合格者にあつては、毒物劇物取扱者試験の合格証の写し(原本持参)